第８回　伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会　議　録（要　旨）

日　　時：平成２７年１月２０日（火）午後６時３０分～８時３０分
会　　場：伊丹市立中央公民館　講義室Ｂ
出席委員：稲垣隆弘委員・上埜委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・
　　坂上委員・髙濵委員・髙橋長司委員・真野委員・吉本委員
司　　会：吉本委員

１．開　会
（１）出席委員・傍聴者の報告
　　出席委員：１１名
　　傍聴者：なし　　（他に行政職員の見学３名）

（２）議事録署名人
　　今回は大田委員と真野委員にお願いする。

２．議　事
（１）前回の討議「地域組織について」　まとめ
コミュニティを存続させていくためには、小学校区を単位とした大きな枠組みとしての地域組織は非常に重要な要素である。地域組織に関する規定をまちづくり基本条例に入れる方向で、今後参画協働推進委員会において議論していく。

（２）「条例に新たに規定する内容について」討議
資料１・資料２をもとに事務局より説明。

【討議で出た意見の概要】
<u>行政運営の基本的事項について</u>
国等と連携をはかり、広域的な視点で課題の解決に努めることをまちづくり基本条例に入れる方向で検討すべきである。
（その他意見）
危機管理について規定する必要があるのではないか。

<u>市長・職員の責務について</u>
５条と区別し、主語を明確にして市長・職員の責務を規定することが必要
→第２条の「基本理念」や第５条「市の責務」と重複する事項があるかもしれないので、条文の検討は参画協働推進委員会及び庁内で行う。

（市長の責務）
・市の長として、職員の良好な職場環境をつくるよう努める。
・市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行う。
・市長として、積極的な情報発信を行う。
（職員の責務）
・効率的・能率的に職務を行うよう取り組むべきである。
・全体の奉仕者として、公正、誠実に職務を執行する。
・知識・技能の向上に努める。
（その他意見）
・前例や縦割りの組織にとらわれず職務を行うこと。
・公務員は、公務員でないとできない仕事をすべきである。民間ができることは民間に任せていった方がいい。こういったことには、市民が声を上げないと実現できないと思う。
・職員の責務に含まれないかもしれなが、委託事業者の役割や責務などについても整理が必要である。
・あまり規定が増えてしまうと市民が読みづらくなるのではないかと思うので、必要な事項に絞った方がいい。
⇔他市の多くの自治基本条例において規定されている「財政」や「職員の育成」など、根本的な部分については、規定すべきである。
・市の職員の職務規定があるのであれば、まちづくり基本条例に敢えて入れる必要はないのではないか。
⇔市民が声を上げるための根拠が要るのではないか。

<u>総合計画に関する規定について</u>
継続的な計画は必要であるので、策定や議決の根拠はまちづくり基本条例に規定する。

（３）第９回会議の検討事項について
今までに検討した以外の部分における見直し事項について

３．閉　会
今後の予定の案内
・第９回　平成 27 年２月 22 日（日）午後６時 30 分～　伊丹市役所７０１会議室
（後日通知を送付します。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします）

・第１０回を追加開催し、これまでの検討のまとめをしたいので、委員には改めて日程調整を送付する。

・議会・議員に関する部分について、パブリックコメント結果を１月１５日より公表している。

以上の通り、第８回伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議会議録として確認します。

（以下、署名２名）